

西宮商工会議所報

西宮逸品図鑑

第10回

たくさんの人に愛されるように
えべっさんにあやかって。
「えべっさんブレンド」(株式会社ディーシーエス)



特集① feature

ステンレス専門の圧延工場として、これからも地域社会の皆様から愛される存在をめざしてまいります。

JFE スチール株式会社 東日本製鉄所 西宮工場

特集② feature

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

CONTENTS

特集 feature

JFE スチール株式会社 東日本製鉄所 西宮工場	P1~2
新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ	P3~9
専門家 Q&A	P10
INFORMATION	P11~13
がんばってます	P14
株式会社 FRONTIER VISION / 合同会社 バプリスプラス	
Monthly あ・ら・かると	P15
Blue Navi 青年部からのご案内	P16
福おんな通信 女性会の活動	P17
西宮逸品図鑑	P18
えべっさんブレンド (株式会社ディーシーエス)	

ステンレス専門の圧延工場として、これからも地域社会の皆様から愛される存在をめざしてまいります。



戦前に川崎造船所の 特殊鋼工場として誕生

JFEスチール株式会社は、JFEホールディングス株式会社の中核企業である。2002年に川崎製鉄と日本鋼管との経営統合により、同ホールディングスが発足後、翌2003年にJFEスチールが誕生した。同社の2018年の粗鋼生産量は世界第8位である。ちなみに、「JFE」はJapanの「J」に、鉄の元素記号Feの「F」、そしてエンジニアリングの「E」をつなげたものだ。

JFEスチールの東日本製鉄所西宮工場は、西宮浜に橋で渡る手前の東海岸沿いに位置する。敷地面積は約22.7万平方メートルと、甲子園球場のおよそ6倍の広さだ。この中にステンレスの冷延加工の設備や物流拠点を設けている。



工場長
磯部 敏樹氏

工場が開設したのは1939（昭和14）年10月のこと。かつての川崎造船所（現、川崎重工業株式会社）の特殊鋼工場として建設され、太平洋戦争の終結までは航空機向けの

鍛造品などの製造を手がけていた。戦後、1962（昭和37）年からステンレス鋼板の製造を開始し、ステンレス専門工場としての歴史を刻んできた。時代の変遷とともに、1981（昭和56）年に電気炉を廃止し、圧延専門の工場へと転身することとなったのである。

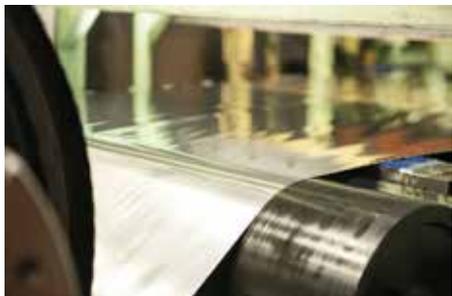
排ガス浄化装置向け薄板が 特長的な製品のひとつ

現在、西宮工場はステンレス鋼の冷間圧延の加工を中心に、ステンレス材やステンレス箔の製造を行っている。素材となる鉄は、JFEスチールの東日本製鉄所千葉工場からRo-Ro船（ローロー船＝荷台ごと積み下ろしができる貨物船。発地港で荷台を載せ（roll on）、着地港で下ろす（roll off）する。）にて定期的に運搬されている。西宮工場が東日本製鉄所に属しているのは、このようなサプライチェーンを形成しているのが理由だ。

生産しているステンレス材は板厚0.3～2.0mmのもので、用途は厨房機器をはじめ、電化製品、エレベーター、産業機器、自動車材料と幅広い。また、顧客の用途に応じて、光の反射のまぶしさを抑えたヘアライ

ンなどの表面加工を施すことができる。

一方、ステンレス箔は板厚0.03～0.3mmという紙のような薄さが特長。排ガス浄化装置に欠かせない触媒担体（メタルハニカム）として国内外で広く用いられているほか、太陽電池の基板としても利用されている。西宮工場の磯部敏樹工場長によると、「自動車のエンジン回りに搭載される触媒担体は、世界中の環境規制が厳しくなる中で需要が拡大しており、これに応えるために増産に努めている」とのことだ。



価格競争力のあるクロム系ステンレスで需要を開拓中

JFE スチールにおけるステンレス事業の強みは、クロム系ステンレス鋼の専門メーカーという点だ。ステンレスは一般的に「SUS304」などニッケル系と呼ばれるものが主流。しかし近年、世界的な需要の高まりからニッケルの価格が高騰している。これに対して、ニッケルを添加しないクロム系ステンレスが注目を浴びている。

磯部工場長によると、「クロム系はニッケル系に比べて価格が安定している上、材質面では熱伝導性が高く熱膨張が少ないため、ひずみにくいといった特性を持っている」とのこと。同社では2005年以降、ステンレスの薄板に関して100%クロム系に特化して、独自技術を蓄積してきた。これにより、自動車や家電の分野で用途を開拓してきたのである。

また、生産設備に関しては、「国内で唯一の広幅に対

応した冷延設備（ゼンジミアミル）を保有する」など、競争力の向上に努めてきた。鉄鋼業において世界的な競争が激化する中、西宮工場では強みを活かした需要開拓でさらなる活路を拓こうとしている。そして、安全な職場環境づくりという観点でも取り組みを継続して図っている。昨年8月には「無災害記録8,000日」を達成し、現在も記録を更新中だ。

昨年11月に工場内で「80周年記念祭」を開催

西宮工場は従来、地域社会との結びつきを大切にしている。工場周辺の清掃活動や消防訓練を定期的に行っているほか、小学生などを招いた工場見学会、中学生を対象にした職業体験などを開催している。西宮市とは「災害時における活動拠点の確保に関する協定」を締結し、万一の事態に際しては重要な役割を果たす考えだ。また、昨年10月に工場を開設して80周年を迎えたことから、11月に工場内で「80周年記念祭」を開催。当日は約2,200人の方の来場があったという。

「このまちとともに80年、さらに未来へ」という標語を掲げて、安全で安心な工場としての発展をめざす西宮工場。磯部工場長は「100周年に向けて、これからも西宮市の皆様に愛される工場をめざしていきたい」と抱負を語っている。



■会社概要



- 事業所名：JFE スチール株式会社 東日本製鉄所 西宮工場
- 工場長：磯部 敏樹（東日本製鉄所 ステンレス部 西宮ステンレス工場長）
- 工場設立：1939年（昭和14年）
- 本社所在地：〒662-0925 西宮市朝凧町1-50
- 代表電話：0798-26-5600
- 従業員数：約260名（協力会社の従業員を含む）
- 事業内容：ステンレスの圧延加工による高級品および特殊品の製造
- ホームページ：https://www.jfe-steel.co.jp/company/map/jfe/s_nishinomiya.html

西宮商工会議所では、1月29日に、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受けるまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象とする「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しました。

新型コロナウイルス感染症の影響に対応した中小企業者等への緊急対策（兵庫県）

①経営活性化資金の拡充

売上減少に伴う資金フローの逼迫に対応するため、経営活性化資金の要件を拡充するとともに、新規貸付申込みに関する審査期間の迅速化（7日～10日）します。

②「借換等貸付」の要件緩和

利子を含む既往債務の返済負担を軽減し、手元の流動性を確保するため借換等貸付の要件を緩和します。

③経営円滑化貸付の要件緩和

対象者等の要件緩和を行い、資金繰りを支援します。

→新型コロナウイルスの流行により影響を受ける県内中小企業者のうち、1年以上同一事業を営んでおり、最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方が対象になります。

【問い合わせ先】兵庫県産業労働部 地域金融室 078-362-4235

西宮市の資金繰り支援（制度融資の拡充）

4月1日から受付

中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、既存の制度融資の一部について、市が利子補給および信用保証料を負担します。

対象事業者	西宮市中小企業融資制度の対象要件を満たす事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1カ月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している事業者	
取扱期間	令和2年4月1日申込受付分から令和2年6月30日融資実行分まで ※ただし、令和2年2月25日申込受付分まで遡って適用する	
資金名	①小規模事業資金	②短期事業資金融資制度
融資限度額	300万円	1,000万円
資金種別	運転資金・設備資金	運転資金
返済期間	7年以内	1年以内
貸付利率	1.4%	1.6%
利子補給	【新規】3年間利子補給	【新規】全額利子補給
信用保証料	市が全額負担	【新規】市が全額負担

【問い合わせ先】西宮市商工課 0798-35-3326

元会頭 長部文治郎氏ご逝去

当所第5代会頭長部文治郎氏(大関株式会社元代表取締役社長、現非常勤監査役)が、去る3月8日、享年93歳にてご逝去されました。故長部文治郎氏は昭和53年12月より副会頭、60年12月より平成13年10月まで約16年間、5期にわたり会頭を務められるなど通算24年の長きにわたり商工会議所の運営、地域経済の発展にご尽力されてきました。とりわけ、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災では、酒造業をはじめ市内事業者の8割が被災する中、いち早く県・市への要望活動を展開されるとともに産業復興計画「西宮復興・活性化ビジョン」をとりまとめ、復興支援策として提言するとともに、復興事業に取り組みました。現在、10万人を超える来場者でにぎわう「西宮酒ぐらルネサンスと食フェア」は提言から生まれた事業です。さらに商工会館は本館が半壊、別館が全壊という大きな被害を受けましたが、故長部会頭は先頭に立ち役員・議員事業所をはじめ多くの会員事業所の協力を得るとともに国・県・市にも精力的に向われ、早期に本館の修復を完了させ、8年10月には別館の新築復興を果たされました。こうした商工会議所の活動拠点である商工会館の早期復興が、今日の商工会議所の発展につながっています。

ここに故人のご功績を偲び、謹んでご冥福をお祈りいたします。



資金繰り 支援内容一覧

信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。
NEWと記載のあるものは、3月10日公表の緊急対応策第2弾で追加された事業です。

信用保証

SN保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全
 国47都道府県を対象地域に100%保証、5号
 は影響を受けている業種を対象に80%保証。

NEW 危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)
 で、**全国・全業種**※を対象に100%保証。
 ※保証対象業種に限る。

一般保証枠 (2.8億円)

SN保証枠 (2.8億円)

危機関連保証枠 (2.8億円)

4号：100%保証（全都道府県）
 5号：80%保証（指定業種）
 別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

実質無利子融資

金利▲0.9引下げ

金利引下げなし

NEW 特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主（フリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

(再) 特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主（フリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

SN貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし

NEW 特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を
 対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし
 小規模（法人）：売上高▲15%減
 中小企業：売上高▲20%減

また、小規模事業者※であれば、

NEW マル経融資

を活用し、別枠で最大1000万
 円まで、金利を▲0.9%引き下
 げることが可能。

※商工会・商工会議所の経営指導を受けることが条件

※商工中金による危機対応業務の内容は、詳細が固まり次第公表予定。

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 03-3501-1544

※平日・休日9時00分～17時00分

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

● セーフティネット保証4号・5号

セーフティネット保証とは？…経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。
※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等については認定基準の運用を緩和

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

◆SN 4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。

◆SN 5号：3月6日に宿泊業、飲食業など40業種を対象業種に追加指定し、現在192業種が対象となっています。指定業種は経済産業省・中企庁HPより、ご確認ください。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

①対象となる中小企業者の方は、本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行います。

②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます（事前相談も可）。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】 最寄りの信用保証協会 ※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認ください。



● セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？…社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄で事業を行っている方）

融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

●無利子・無担保融資

※新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（フリーランスを含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金 【担保】 無担保

【貸付期間】 設備20年以内、運転15年以内（うち据置5年以内）

【融資限度額（別枠）】 中小事業3億円、国民事業6000万円

【金利】 当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
 中小事業 1.11%→0.21%、国民事業 1.36%→0.46%
 （利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3000万円）

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

※令和2年1月29日以降に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

【お問合せ先】 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
 沖縄振興開発金融公庫（沖縄で事業を行っている方）
 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が回まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件 ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
 ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】・期間：借入後当初3年間 ・補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3000万円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】 中小企業金融相談窓口 03-3501-1544 ※ 平日・休日9時00分～17時00分

● マル経融資の金利引き下げ（新型コロナウイルス対策マル経）

マル経融資とは？…小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠 1,000 万円の範囲内で当初 3 年間、通常の貸付金利から▲ 0.9% 引下げする。加えて、据置期間を運転資金で 3 年以内、設備資金で 4 年以内に延長する。

【ご利用いただける方】

最近 1 か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して 5% 以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 別枠 1,000 万円

【金利】 経営改善利率 1.21%（令和 2 年 3 月 10 日時点）より当初 3 年間、▲ 0.9% 引下げ

【お問合せ先】 西宮商工会議所 経営支援課：0798-33-1257

● 衛生環境激変対策特別貸付

衛生環境激変対策特別貸付とは？…感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している**旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方**であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近 1 ヶ月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して 10% 以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】 運転資金

【融資限度額】 別枠 1,000 万円（旅館業は別枠 3,000 万円）

【金利】 基準金利：1.91% ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利－ 0.9%

※令和 2 年 3 月 2 日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】 運転資金 7 年以内（うち据置期間 2 年以内）

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫（沖縄で事業を行っている方）
融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830

● 雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？…経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

助成内容	【助成率】 大企業 1/2、中小企業 2/3 【支給限度日数】 1年間で100日(3年間で150日)
------	---

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置①

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用します。

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
- ②生産指標(売上高等10%減)の確認対象期間を3か月から1か月に短縮。
- ③雇用指標(最近3か月の平均値)が対前年比で増加している場合も対象。
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。

● 雇用調整助成金の特例措置

(自治体が緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域)

更に、自治体の長が一定期間の緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域(現時点では北海道のみ)の事業主に対しては、特例的に、生産指標が低下したものとみなし、また正規・非正規を問わず対象とした上で、助成率を上げます。

助成内容	【助成率】 大企業 2/3、中小企業 4/5 【支給限度日数】 1年間で100日(3年間で150日)
------	---

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置②

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用します。

【特例の対象となる事業者】

緊急事態宣言を発出して活動自粛を要請している地域に所在する事業主

【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
 - ②生産指標要件(売上高等10%減)は満たしたものと扱う。
 - ③雇用指標(最近3か月の平均値)が対前年比で増加している場合も対象。
 - ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。
 - ⑤助成率を大企業2/3、中小企業4/5に上げ。
 - ⑥非正規も含めた雇用者に対する休業手当が対象。
- ※下線部分が緊急事態宣言を発出して活動自粛を要請している地域のみで拡充される内容。

詳細は、 [厚生労働省 雇用調整助成金](#) [検索](#) 

【お問合せ先】 兵庫県ハローワーク助成金デスク(兵庫労働局職業安定部職業対策課)
〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階
電話 078-221-5440

● 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等^(※)に通う子ども
※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

【支給額】 休暇中に支払った賃金相当額×10/10

※支給額は8,330円を日額上限とする。※大企業、中小企業ともに同様

【適用日】 令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給

【お問合せ先】 厚生労働省：03 - 5253 - 1111（代表）

詳細は、



または、右の QR コードよりご確認ください。

● テレワークに関する情報提供

感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段です。テレワーク導入企業の事例や相談窓口をご紹介します。

1. テレワーク導入事例の紹介

①テレワーク情報サイト（総務省）



または右の QR コードよりご確認ください。

②テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）



または右の QR コードよりご確認ください。

2. テレワーク相談センター（厚生労働省）

テレワークに関する様々な相談に無償で対応しています。

平日9時～17時（土日祝日除く） 電話：0120-91-6479

メール：sodan@japan-telework.or.jp

3月13日時点の情報です。最新の施策などのについては、経済産業省や厚生労働省のホームページなどをご確認ください。



Q1 住居として部屋を貸し出しています。いつも契約者のほかに保証人をつけて契約をしています。ですが、最近、新民法で保証契約は公正証書で作成しないといけないという噂を聞きました。①具体的にどうすればいいのでしょうか。②また、改正前の保証契約も公正証書で巻きなおさなければいけないのでしょうか。



A1 改正後民法によって公証人による意思確認を行わないとならない「場合」が法に定められました。ですので、保証契約に公証人が関与するケースがあるのは本当です。関与するケースは Q2 に記載しますが、住居の賃貸借契約の保証の場合は不要となっています。

改正前に契約した事柄は原則契約時の法律によって処理されますので、改正前民法に基づいて契約した保証契約については改正前民法のまま処理されます。よって、①改正後においても住居の保証契約は公証人の関与が不要②改正前から住居として貸し出している物件の保証契約を公正証書化する必要はありません。

Q2 公正証書で保証契約をしないといけないという噂は半分正しかったのですね。では、①先ほどの公証人が関与しなければならない保証契約について教えてください。また、②過去の保証契約についても同様に関与してもらわないといけないのでしょうか。

A2 事業用の融資を受ける「人又は会社」の保証人となる場合、保証契約に公証人の関与が必要になりました。但し、法人の取締役や共同事業者、事業用融資を受ける人と一緒に働いている配偶者に関しては適用がありません。したがって、親族や友人などに対し保証のお願いをする際は公証人に保証の意思を確認してもらう必要があります。②改正前に締結された保証契約は改正前の法律によって処理されるので、改めて公証人の関与を求める必要はありません。

兵庫県司法書士会阪神支部

生産性革命推進事業の各補助金について公募が開始されました。

新型コロナウイルスによる影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓などに取り組む事業者を優先的に支援します。下記補助金の採択審査において、今般の感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者に対して加点措置を講じます

①ものづくり・商業・サービス補助金

新製品・サービス開発や生産性プロセス改善等のための設備投資等を支援します。

対象：中小企業・小規模事業者等

補助上限：原則1000万円

補助率：中小1/2 小規模2/3

※加点にはサプライチェーンの毀損等の影響を受けている客観的事実を証明する書類の提出が必要

実施スケジュール：

公募開始 令和2年3月10日(火) 17時～

電子申請受付 令和2年3月26日(木) 17時～

応募締切 令和2年3月31日(火) 17時 (一次締切)

※1次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年5月(2次)、8月(3次)、11月(4次)、令和3年2月(5次)に締切を設け、それまでに申請のあった分について審査し、採択発表を行います。(予定変更の可能性あり)

お問合せ先：ものづくり補助金事務局 Tel：050-8880-4053

受付時間：10：00～12：00 / 13：00～17：00 (土日祝日除く)



②小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。

対象：小規模事業者等

補助上限：50万円

補助率：2/3 ※加点には感染症影響によって売り上げ減少等を証明するための書類の提出が必要

実施スケジュール：

公募開始 令和2年3月10日(火) 18時～

電子申請 準備中

応募締切 令和2年3月31日(火) 当日消印有効 (一次締切)

※1次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年6月(2次)、10月(3次)、2月(4次)に締切を設け、それまでに申請のあった分について審査し、採択発表を行います。(予定変更の可能性あり)

詳しくはこちらをご覧ください 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金サイト



③ IT導入補助金

事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援します。

対象：中小企業・小規模事業者等

補助上限：30～450万円

補助率：1/2

※加点には在宅勤務制度(テレワークツール)の導入に取り組むことが必要

実施スケジュール：

公募開始 令和2年3月13日(金) 15時～

電子申請 令和2年3月13日(金) 15時～

応募締切 令和2年3月31日(火) 17時 (臨時分：一次締切)

令和2年度内には令和2年6月、9月、12月に締切を設け、それまでに申請のあった分について審査し、採択発表を行います(制度内容、予定変更の可能性あり)

お問合せ先：一般社団法人サービスデザイン推進協議会



飲食店の皆様へ ～兵庫県では受動喫煙の防止等に関する条例が改正されました～

2020年4月から飲食店は、原則建物内禁煙です。



ただし、当分の間、建物内に一定の技術的基準を満たした喫煙場所(喫煙室)を設置できます。また、様々な人が出入りする店舗の入口付近(店舗敷地内)に喫煙器具を設置しないでください。

加熱式たばこについては、条例では紙巻きたばこと同様の取り扱いとしており、指定たばこ専用喫煙室(飲食をしながら加熱式たばこの喫煙ができる場所)の設置はできません。

※「建物内」とは、①屋根がある建物で、②側壁が半分以上覆われた内部の場所をいいます。

【問い合わせ先】 兵庫県健康福祉部 健康局 健康増進課 受動喫煙対策班

TEL : 078-362-9111 FAX : 078-362-3913

E-mail : kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/zyudoukituenkaiseizyourei.html>

条例の詳細は兵庫県ホームページをご覧ください。



兵庫県 受動喫煙

検索

2020年3月31日をもって、商工会議所におけるGS1事業者コード(旧名称: JAN企業コード)の登録受付業務は、すべて終了いたします。

西宮商工会議所 4月行事予定

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 ●専門技術相談室	3	4
5	6	7	8	9 ●専門技術相談室	10	11
12	13 ●西宮を花と緑にする会 定例総会	14 ●定例融資個別相談会	15	16 ●専門技術相談室 ●働き方改革相談窓口	17	18
			←●日本商工会議所 各委員会、常議員会→			
19	20	21 ●出張経営相談会 (阪神流通センター)	22	23 ●専門技術相談室 ●兵庫県商工会議所連合会 4月専務理事・事務局長会議	24	25
26	27 ●正副会頭会議	28	29	30 ●専門技術相談室		

兵庫県技術士会「専門技術相談室」のご案内

お抱えの技術的な問題や課題に対して、**当日の窓口技術士や本会の多彩な技術士たちが速やかにお応えします。**

【場所】特定非営利活動法人兵庫県技術士会阪神分室（西宮商工会議所本館2階）

無料

日時	窓口技術士	技術部門	兵庫県技術士会の対応
4月2日(木) 13:30~17:00	渡辺 拓也	建設 総合技術監理	★兵庫県下の企業や団体等に対して、技術的助言、支援、協力、教育に関する事業を行い、地域産業の振興、発展、国際協力等の公益増進に寄与することを目的としています。様々な技術と経験を持った技術士が所属しており、技術部門は機械、船舶・海洋、電気電子、化学、繊維、金属、建設、上下水道、衛生工学、経営工学、情報工学、応用理学、環境、総合技術監理部門の多岐に亘ります。 ★技術的な問題や課題などを当日の窓口技術士ならびに当会所属の約80名の技術士が迅速にお応えしますので、お気軽にご相談ください。兵庫県技術士会一同、ご来室をお待ちしております。 (兵庫県技術士会ホームページ: http://www.hpea-npo.com)
4月9日(木) 13:30~17:00	細谷 陽三	金属	
4月16日(木) 13:30~17:00	秋末 徹	繊維	
4月23日(木) 13:30~17:00	三澤 誠	機械	
4月30日(木) 13:30~17:00	深田 晃二	衛生工学	

■補助金等支援制度に関する無料相談■ 技術開発に必要な資金の補助や融資等の公的助成制度の特徴、適用や申請手続き等
お問合せ先 西宮商工会議所 TEL.0798-33-1131

～であい、ふれあい、会員づくり～ 会員募集キャンペーン実施中

西宮商工会議所では、組織の充実と強化を図り、より信頼される会議所となるため現在、「会員増強運動」を実施しています。趣旨をご理解いただき、ご入会くださいました事業所の皆様には誌上を借りまして、厚くお礼を申し上げます。

新入会員紹介 一層のご繁栄を祈念いたします。

西宮商工会議所 TEL.0798-33-1131

事業所名	所在地	電話	業種・HPアドレス
株式会社フロンティアビジョン	西宮市甲子園口 2-7-10-106	0798-68-6555	医療用機器の販売、手術練習用模型作製、販売 http://kitaroeeye.com/

※令和2年1月に入会された会員様で、掲載を希望された会員様のみ掲載しています。



It can do it's best Worker.

この会社

このみせ

このひと

がんばってます 会員事業所紹介

株式会社 FRONTIER VISION

新時代の白内障手術トレーニングツール



- ヨーロッパ白内障屈折手術学会 (ESCRS)
Video Competition 2010, グランプリ受賞
- 日本眼科手術学会総会 (JSOS)
Film Award 2010, Education 部門 金賞受賞
- アジア太平洋眼科学会
Film Festival 2010, ベストビデオ受賞

高度手術技術、情報開示、医療訴訟……人間で経験を積む時代ではありません。白内障手術のエキスパートを育てる画期的なツール。



【所在地】西宮市甲子園口2-7-10
甲子園明和マンション106
【TEL】0798-68-6555
【FAX】0798-68-6556
【URL】<http://www.frontiervision.co.jp>
【E-mail】info@frontiervision.co.jp
【営業時間】9:00~18:00
【定休日】土曜日・日曜日・祝日



合同会社 パブリスプラス

伝わる言葉、読まれる文章。小さな編集と出版の会社

国内外で活動する経験豊富なライター・編集者が、中小企業・個人事業主様の制作宣伝活動を応援します。自社メディアやブランディング用書籍、レッスン教材の制作出版をお考えの際は、気軽な社外制作チーム・パブリスプラスにご用命ください。また、忙しい出版社・制作会社様の制作もお手伝いしています。各種メディア向けインタビュー記事、英文の日本語ローカライズ、専門家の監修付き原稿など、お気軽にお問い合わせください。

【所在地】西宮市樋之池町2-35-201
【TEL】0798-98-2661
【URL】publisplus.com
【E-mail】office@publisplus.com
【営業時間】9:00~18:00
【定休日】土曜日・日曜日
【駐車場】無し



西宮浜産業団地講演会

2月19日、西宮浜産業団地協議会及び当所は、西宮浜産業交流会館ホールにて「西宮浜産業団地講演会」を開催し、同団地内の事業所を中心に69名が参加した。

本講演会では、(株)南気象予報士事務所 代表取締役 南利幸氏が、変わりつつある気象現象～企業を守るためには～と題した講演を行った。気象庁発表や天気図の読み解き方についてユーモアを交えつつ解説され、また近年頻発する異常気象から企業活動を継続する方策についても示唆に富む助言を多くいただいた。

にしのみや日本酒学校2019修了式 「組織のコミュニケーション問題と 人材育成を考えるセミナー」開催

2月22日、白鹿宜春苑にてにしのみや日本酒学校2019修了式が開催された。



にしのみや日本酒学校とは、灘五郷の中の今津郷・西宮郷を擁する日本でも有数の日本酒の町である西宮市で、日本酒をもっと身近に感じてもらうと開催された清酒の学校である。10月5日の開校式から始まり、西宮を代表する蔵元4社による講義を経て、修了式で最後を飾る。今年度の受講者は30名、21歳～70歳まで幅広い層の方が参加された。

この日の修了式では、辰馬校長の挨拶、ルリユール合同会社代表社員の藤川氏による特別講義の後、修了書の授与式が行われた。

また、懇親会では上記蔵元4社の本醸造による「利き酒大会」なども行われ、過去最大となる6名の当選者が出るなど、大いに盛り上がりを見せた。

金の密輸は重大犯罪です！

《罰金》1,000万円又は金の価格の5倍



税関では金密輸の取り締まりを強化しています。空港、海港での検査にご協力をお願いいたします。



ホームページはこちらから▶

税関 金密輸

検索

小売業部会セミナー開催

2月18日、「見えない消費～これからの消費者は何を求め、小売業はどう対応すればいいのか～」と題し、株式会社朝日新聞社大阪本社経済部長 多賀 克彦氏を講師に迎えセミナーを開催した。タイムラインに沿った環境や経済変化について、アマゾンなどのネット販売やZ世代と呼ばれる若者の消費についてなど、取材を通して分析した示唆に富む内容であった。

専門サービス業部会セミナー開催

2月26日、「組織のコミュニケーション問題と人材育成を考えるセミナー」と題し(株)グランジュテの高野 奈美恵氏を講師に迎えセミナーを開催した。総勢17名の参加者に向けて組織のコミュニケーション問題と改善ポイントについて講演いただいた。

食品産業部会 視察見学会開催

2月26日、かまぼこやちくわなどの魚肉練り製品を製造・販売する「かねてっちゃん」でお馴染みカネテツデリカフーズ六甲工場の見学会を開催した。「いらぬものは、入れぬ主義」をモットーとした「全商品合成保存料無添加」の製品づくりの現場を見学した他、品質管理の一環として実施している毛髪等の異物混入対策について説明を受けた。



役員紹介

【会長 豊見里 隆一】(左から3人目)

この度、西宮商工会議所青年部会長を拝命いたしました豊見里と申します。

思い起こせば飲み仲間が出来ればという軽い気持ちで入会させていたいただいたのが平成25年8月。以降、研修事業、酒ぐらルネサンス、忘年会、卒業式など事業に参加するたびに新たな出会いと発見に満ち溢れていた日々が懐かしく感じられます。

青年部に入会する目的は経営者としての自己研鑽、人脈作りなど様々だと思いますが、仕事を通じた人間関係だけではなく新たな仲間作りができるのも青年部の魅力だと感じています。西宮商工会議所のみならず、近隣市町の商工会議所・商工会メンバーや地域発展に貢献している他団体との交流を持つことができたのも今後の自身の人生において大きな糧となったと感じています。

卒業年度に会長職を拝命いただけたことに感謝するとともに、微力ながら会長として青年部をより魅力ある組織にし、その発展に寄与できるよう青年部メンバーおよび事務局のお力添えを得ながら邁進する所存です。どうぞ1年間、皆様のご協力、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

【直前会長 前田 博之】(左から2人目)

昨年度は会長として、商工会議所の皆様には大変お世話になりました。今年度は直前会長として、皆様に助けていただいた分の恩返しと位置づけ、同級生でもある豊見里会長率いる青年部を全力でサポートいたします。

私も青年部は残すところあと1年となりました。16年間の集大成として、最善を尽くす所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【総務・広報担当副会長 平田 裕之】(一番左)

総務委員会、広報委員会担当副会長を務めます。

昨年は、はないち(阪神7市1町)20周年の主幹を皆様のご支援のおかげをもちまして無事に終える事が出来ました。心より感謝申し上げます。青年部も先輩諸兄の活動により、会員数140名を有する団体となりました。それに伴い、会則などの見直し、事業開催に対するルール作成など総務委員会として対応して参ります。また、広報委員会は多くの方に活動を広くリアルタイムに広報して参ります。今後とも皆様の変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます。

【拡大担当副会長 鈴木 康司】(右から4人目)

拡大委員会の担当副会長を務めさせていただきます鈴木康司です。

入会して23年のラストイヤーを、会員の拡大と10月に西宮神社で開

催予定の酒ぐらルネサンス祭りのブース出店と新会員歓迎会を主に担っていきます。

同じ年の卒業予定者でもあります豊見里会長を支えながら、1年間最終最後の卒業まで精一杯努める所存です。入会希望、ご紹介いただけそうな方がおられましたら、ぜひ私までご連絡くださいませ。何卒宜しくお願いいたします。

【交流担当副会長 平山 昭吾】(右から2人目)

今年度、交流委員会担当の副会長をさせて頂く平山です。

会員同士が親睦を深められる様、気軽に参加できる楽しい事業を委員会メンバーと作れたらと考えております。

「交流委員会のイベントは参加しないと損した気分になる。」思い出づくりに取り残されない様、会員の皆様は是非、当委員会の事業へご参加ください。

【スポーツ研修担当副会長 白石 幸史】(右から3人目)

今年度、新しく発足したスポーツ研修委員会副会長を拝命いたしました白石幸史です。

昨年、ラグビーワールドカップが成功し、東京オリンピックが開催される今年も日本国中がスポーツに注目しています。助野委員長を中心に、青年部会員が見て、聞いて、体験し、学び、更には経営者として、自らの健康作りの為になるような事業活動をしたいと考えております。楽しみな年度が始まります。どうぞ1年間よろしくお願い申し上げます。

【総務・広報担当常任幹事 大迫 康二】(一番右)

総務委員会・広報委員会を担当させていただきます常任幹事の大迫です。平田副会長のもとで、阪下総務委員長・松下広報委員長と共に、スムーズかつ有意義な会議と会員内外への効果的な活動発信を通じ、青年部活動をより実りあるものにしてまいります。1年間どうぞ宜しくお願い申し上げます。



**青年部
会員募集**

2020年度に向けて新入会員を募集しております。
青年部入会資格は、商工会議所の会員事業所で、経営者及び後継者又は幹部社員で50歳未満の方。

【年会費】12,000円

【窓口】西宮商工会議所 新垣/荒木
TEL: 0798-33-1258

世界中に感染者が出てしまった新型肺炎。イベント、会議など次々に中止に追い込まれています。私たち女性会も婚活事業、関西女性連合会、兵庫県内女性会の会長会議が中止になりました。国の施策による小中高の学校の休校や、できるだけ外出をひかえることなどにより、飲食店、小売店など様々な業種の方々が打撃を受けています。感染症の拡大を止めるためには、個人個人が自己責任で行動することが大切だと思います。

これらを乗り越えるころ、桜が満開になり明るい新緑の季節が参ります。その時まで体力を温存して活動ができるように頑張りましょう。
(この記事が読まれるころには終息していることを願います。)

婚活事業について

コロナウィルス感染対策のため、3月8日の梅咲き婚が延期となりました。ご出席をご予定くださいました方々にはご納得いただき、ありがとうございました。

つきましては、6月頃にオリンピック前の時期、一緒に応援を楽しむお相手と出会えるように開催したく計画を立てております。題して『東京オリンピック婚～一緒に応援楽しみましょう～』詳細な日程と場所についてはこれから予定して参ります。

コロナウィルスに負けません！幸せなハートでウィルスを吹き飛ばし、金メダル話題で皆さんの心を盛り上げて参ります。

会員募集中

Tel : 0798-33-1257
西宮商工会議所 女性会担当

ホームページは、こちら
<https://n-cci.or.jp/joseikai/>



LOBO

早期景気観測 業種別の動向

2020年2月調査結果

前月と比べたDI値の動き



改善



ほぼ横ばい



悪化

建設業



都市部の再開発を中心とした堅調な民間工事に加え、公共工事の増加を指摘する声が聞かれるものの、人件費・外注費の増大や受注機会の損失など、技術者を始めとした深刻な人手不足の影響が強く、悪化。

製造業



中国経済の減速や貿易摩擦、世界経済の先行き不透明感の影響による、工作機械や産業用機械、自動車関連の不振に加え、新型コロナウイルスに伴う観光客の減少を受け受注が減少した飲食料品関連が振るわず、悪化。サプライチェーンの混乱に伴う中国からの部品・資材の調達難など生産や物流への影響を指摘する声が多く聞かれた。

卸売業



長引く個人消費の低迷に加え、新型コロナウイルスの影響により観光客が減少し、売上が落ちた飲食料品や、記録的な暖冬により安値が続く農産物関連が全体を押し下げ、悪化。冬物商材の動きが予想以上に悪いとの声も聞かれた。

小売業



消費者の根強い節約志向や、記録的な暖冬に伴う冬物商材や衣料品の苦戦が続く中、新型コロナウイルスの影響による客足減少に伴う売上の落ち込みを指摘する声が多く聞かれ、悪化。また、感染対策商品の需要の高まりを受け、マスクやアルコール除菌関連商品などの品薄状態が続いているとの声も多い。

サービス業



新型コロナウイルスの影響に伴い、中国の団体旅行客や国内客からのキャンセルが相次いだ宿泊業・飲食業や、中国に対する輸出入の取扱量が減少した運送業が全体を押し下げ、悪化。消費者の自粛ムードを懸念する声も聞かれた。

たくさんの人に愛されるようにえべっさんにあやかって。

えべっさんブレンド

株式会社ディーシーエス

国道43号線沿いのおしゃれなカフェ COFFEE HOUSE FIELD。ここにコーヒー関連機器の輸入販売会社ディーシーエスの本社がある。スペシャルティコーヒーをいち早く取り入れ、ブームによって生豆とマシンの両軸で事業を拡大した。



えべっさんブレンド（豆、ドリッパーあり）

◆おいしくて飲みやすい独自ブレンド

会社の近くに西宮戎神社がある。商売繁盛の神様にあやかって、多くの人に飲んでもらえるように作ったのが「えべっさんブレンド」。3年前から十日戎でふるまいコーヒー



オリジナルパッケージの
オーダーは記念品などに好評

を始め、今年は3日間で12,000杯が出た。生豆は直接買い付けた「CAFE IMPORTS」のスペシャルティコーヒー。中深煎りのソフトな酸味で、まるやかな甘みを感じ、飲んだあとにも芳香が残るため、リラックス度もアップ。かわいらしいイラストの効果もあって、じわじわと人気が出ている。全国的に知名度のある神社のネーミングは、東京で開催されたギフトショーでも好評で兵庫県のみならず納税品に選定された。

◆一流ブランドと独占販売契約を結ぶ

◆一流ブランドと独占販売契約を結ぶ
会社の創業は1996年、業務用焙煎機の輸入販売を主とした個人事業から始まり、3年後に法人成りする。当初はドイツ製の厨房機器を取り扱い、設置、アフターメンテナンスを手掛けていた。その後、市場的には認知度が一般的ではなかったエスプレッソマシンの輸入販売とメンテナンスをスタートさせる事になった。そのような中、世界的シアトル系コーヒーチェーンの目にとまり全国にビジネスを拡大。エスプレッソブームによって同業他社の追従もあったが、世界的なブランドの日本代理店として先陣を切った分、有利だった。今では、LORING、MAZZER、

Synesso など、17ものブランドを扱う。

メーカーと契約する際の的確な目のつけどころの秘訣をたずねると、左野徳夫社長は「メンテナンスをする際にお客様が欲しがらるブランドと機種を正確に捉えていた」ことを理由にあげた。結果、世界の3大有名ブランドと契約し、大手に負けない力をつけたのだ。

◆誰もがここで焙煎機を使える

コーヒー人気の高まりと共に豆専門店が増えている。焙煎方法やブレンドの割合によって独自性を出せることもあって、若い独立開業者も多い。コーヒーショップの開業を応援するために、高価な焙煎機の導入をためらう人は、ロスターを借りることができる。豆は持ち込んでも、同社の豆を使ってもよく、検査データを取り、包装してここで商品を製造できるのだ。



焙煎機

また、かつては職人が肌感覚で焙煎していたものをデータをとることで再現性を確実にし、そのソフト提供によって、人材不足の取引先に喜ばれている。

COFFEE HOUSE FIELD ではコーヒーと焼き菓子が味わえ、電源を備えたスペースでパソコンを開く人も見かける。コーヒーは淹れる人によって違う味を出せるため、店が多いと楽しみが増す。「より多くの人においしいコーヒーを。西宮をコーヒーの香る街に」と、左野社長は人々がコーヒーを飲んでくつろぐシーンを思い描いている。

（取材協力：ウエストプラン）

商品 History

1996（平成8）年	創業
1999（平成11）年	法人化 有限会社ディーシーサービス設立
2006（平成18）年	改組 株式会社ディーシーエスに社名変更
2016（平成28）年	えべっさんブレンド発売

商品に関する問い合わせ先

株式会社ディーシーエス 西宮市本町5-10
【TEL】0798（35）2980 【URL】<https://dcservice.co.jp/>

